スカパー！IC カード使用許諾契約約款

スカパーJSAT 株式会社（以下「当社」という）は、124/128 度 CS デジタル放送等（以下「デジタル放送」という）を受信するための IC カード（以下「カード」という）を、当社が認めたデジタル放送受信機器（以下「受信機器」という）に同梱（受信機器の機種により、別途送付される場合も含む、以下同様）しています。当社は、お客様がこのパッケージの開封、またはカードを使用すると、お客様と当社の間に「スカパー！IC カード使用許諾契約」（以下「本契約」という）が成立したものとみなしますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第 1 条（カードの使用目的）

カードには、受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、デジタル放送の番組の著作権保護や有料放送の視聴等に利用されています。カードは、デジタル放送の無料放送、有料放送、ペイ・パー・ビュー放送、衛星メール、およびデータ放送の双方向サービス等の各種デジタル放送サービス（以下「放送サービス」という）を利用するために必要となります。

第 2 条（カードの所有権と使用許諾）

1. カードの所有権は、当社に帰属します。
2. お客様は、本契約に基づき、受信機器 1 台につき、カード 1 枚を使用することができます。

第 3 条（ユーザー登録等）

1. カードによる放送システムの円滑な運用や放送サービスの向上を図るために、当社は第 7 条から第 10 条に規定するカード交換やバージョンアップ等のカードの運用管理業務を行います。当該業務を円滑に行うために、お客様には、次項に定める方法によるユーザー登録をお願いしています。
2. ユーザー登録には、当社所定の「デジタル有料放送の加入申込書」等に必要事項を記入のうえ郵送していただく方法と、当社の公式サイト（ https://www.skyperfectv.co.jp/ ）より必要事項を入力していただく方法等があります（以下この記入、入力あるいは、次項に定める申込において記入又は入力された情報を「登録者情報」という）。お客様は、ユーザー登録後、転居等により登録者情報に変更が生じた場合には、当社へ連絡してください。
3. お客様がデジタル放送の申込をされた場合、当該申し込みの際に、記入または入力されたお客様の情報は、ユーザー登録に利用されます。
4. 当社は、登録者情報を、このカードの使用者の情報とみなします。

第 4 条（登録者情報の取扱い）

当社は、登録者情報を別に定めるプライバシーポリシー（ https://www.skyperfectv.co.jp/policy/ ）に従って厳格に取扱います。

第 5 条（登録者情報の利用目的）

当社は、第 3 条第 1 項に規定するカードの運用管理業務を行うにあたり、カード使用者の確認、カード

交換や紛失・盗難時の放送事業者へのカード変更手続き、及び当社都合によるお客様へのカード交換依頼の連絡並びにデジタル放送に関連する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報提供、デジタル放送の役務の紹介）のために、お客様の登録者情報を利用します。

第 6 条（カードの管理等）

お客様は、カードを当該カードが同梱されていた受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難および破損することのないように十分に注意（善良な管理者の注意）をしてください。カードを常時装着していないと、放送サービスの全部または一部を正常に受けられないことがあります。

第 7 条（カードの故障交換等）

1. お客様は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。
2. 当社は、カードの故障によって受信障害が発生した場合、当該カードを交換いたします。下記の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
   (1) 受信機器購入後、3 年以上が経過している場合。
   (2) カードの故障が、お客様の不適切な取扱い（本約款違反の取扱いを含む）に起因するものである場合。
3. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、放送サービス等が受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第 8 条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

1. カードの破損、紛失、または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、お客様からの届出により、当社は所定の手続に基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は当社に、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
2. 前項の場合、お客様が第 3 条に定めるユーザー登録を行っていれば、お客様からの連絡を受けた後、当社は前項の使用できなくなったカードを無効とする手続を行います。ただし、届出が受理される以前に第三者によりカードが使用された場合においては、有料放送に係わる料金はお客様の負担となります。

第 9 条（カードの交換依頼等）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、お客様にカード交換をお願いすることがあります。

第 10 条（不要となったカードの処置等）

お客様は、受信機器の廃棄等によりカードが不要となった場合は、当社に連絡してください。上記連絡があった場合、当社が所定の手続きを行った後、本契約は終了します。この場合、お客様は当該カードの取り扱いにつき当社と確認のうえ、当該カードを当社に対して返却又は破棄するものとします。

第 11 条（禁止事項等）

1. お客様は、当社がカードの使用を認めていない受信機（例えばカードが同梱されていない受信機）に、このカードを装着して利用することはできません。
2. お客様は、カードの複製、解析、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. お客様は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. お客様はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。ただし、お客様と同一世帯の方に限り、お客様の責任において、このカードを利用させることができます。
5. 前項の規定にかかわらず、当社は、お客様が別に定める登録名義変更の手続を行った場合には、カードの使用者を第三者へと変更することを認めます。

第 12 条（契約違反）

お客様が本契約に違反（例えばカードの複製、変造、翻案等）した場合、当社は本契約を解除し、お客様に対し、そのカードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することがあります。

第 13 条（契約約款の変更）

1. 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合、又はカードの使用許諾環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合において、お客様は、変更後の約款の適用を受けるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合には、変更後の当該約款の内容及びその効力発生時期をお客様に周知するものとします。

［別表］カード再発行費用

第 7 条第 2 項および第 8 条第 1 項に規定するカード再発行費用 4,400 円（送料、消費税込み）

制定日：2005 年 4 月 1 日
改定日：2025 年 11 月 1 日